

環廃産発第 090511001 号

平成 21 年 5 月 11 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、感染性廃棄物の処理につきましては、平成 16 年 3 月 16 日付け環廃産発第 040316001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「感染性廃棄物の適正処理について」の別添「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき行うよう御指導いただいていたところですが、その後の廃棄物処理法や感染症法の改正等に対応するため、今般、別添のとおり同マニュアルの改訂を行いました。

今回の主な改訂内容としましては、新たに医療関係機関等による産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付状況の都道府県知事への報告や、収集運搬車両への表示及び書面の備え付けを追加したほか、感染症の類型変更に伴う紙おむつの取扱いを一部変更いたしました。

貴都道府県・政令市におかれましては、改めて本マニュアルを特別産業廃棄物処理業者等の関係者に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き貴管轄下の感染性廃棄物の適正処理の確保に努めるようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）に掲載していますので、周知の際に御活用下さい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。